

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	小川 勝也	(民主)	外山 斎	(民主)	長谷川 岳	(自民)
理 事	金子 恵美	(民主)	徳永 エリ	(民主)	福岡 資麿	(自民)
理 事	郡司 彰	(民主)	中谷 智司	(民主)	白浜 一良	(公明)
理 事	野村 哲郎	(自民)	松浦 大悟	(民主)	横山 信一	(公明)
理 事	山田 俊男	(自民)	青木 一彦	(自民)	小野 次郎	(みん)
	岩本 司	(民主)	加治屋 義人	(自民)	紙 智子	(共産)
	今野 東	(民主)	鶴保 康介	(自民)		(24. 1. 30 現在)

（1）審議概観

第180回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件（本院継続）及び衆議院提出2件（いずれも農林水産委員長）の合計6件であり、そのうち内閣提出3件及び衆議院提出2件の合計5件は可決し、本院議員提出1件は撤回された。このほか、本委員会から法律案1件を提出することに決定した。

また、本委員会付託の請願8種類14件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興等の対策事業を、引き続き実施するため、平成24年3月31日をもって失効する現行法の有効期限を更に5年延長し、平成29年3月31日までとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律案は、競馬の売上げが継続して減少し、特に地域の活性化に重要な役割を果たしている地方競馬の事業収支が大変厳しい状況にあることに鑑み、競馬の振興を図るために、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講じるとともに、払戻金の算出方法を改めようとするものである。

する法律等の一部を改正する等の法律案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会では、国有林野事業を一般会計に移行させることの意義、累積債務返済の見通し、国有林野事業における人員確保と技術継承の必要性、森林の除染に対する取組方針、森林の広葉樹林化又は針広混交林化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競馬法の一部を改正する法律案は、競馬の売上げが継続して減少し、特に地域の活性化に重要な役割を果たしている地方競馬の事業収支が大変厳しい状況にあることに鑑み、競馬の振興を図るために、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講じるとともに、払戻金の算出方法を改めようとするものである。

委員会では、地方競馬の現状と厳しい事業収支への対処、インターネットを活

用した勝馬投票券発売の改善策、日本産競走馬の輸出促進に向けた取組、軽種馬生産農家への支援策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

養蜂振興法の一部を改正する法律案は、近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案は、我が国農林漁業が成長産業となるようにするために、農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする法人として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を設立しようとするものである。なお、衆議院において、目的規定に「農林漁業者の経営の安定向上」等の事項を追加すること、農林漁業者等の意向を反映させるための規定を追加すること、対象事業者と対象事業活動支援団体との区別を明確化するとともに、機構及び委員会による対象事業活動支援団体に対する指導等の規定を追加すること、農林水産大臣が定める支援基準の明確化を図ること、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ること等を主な内容とする修正が行われた。

委員会では、国と民間の共同出資により機構を設立する意義、国による財政上の措置等の在り方、経営支援のための人

材確保策、修正により農林水産大臣の関与を強化した理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

3月22日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、鳥獣による農林水産業・農山漁村への被害が深刻化する一方で、鳥獣の駆除の扱い手である狩猟者の減少・高齢化が進んでいる現状に鑑み、市町村が行う被害防止施策では被害を十分に防止することが困難である場合の市町村長による都道府県知事に対する要請、農林水産業等に係る被害の原因である鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保等に関する規定の整備等の所要の措置を講じようとするものである。

〔国政調査等〕

第179回国会閉会後の平成23年12月16日、農林水産に関する調査を議題とし、TPP交渉参加に向けた関係国からの情報収集の状況、TPP交渉参加の判断基準、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る迅速な損害賠償支払手続の実現のための国の支援の必要性、汚染稻わらの中間貯蔵施設整備の必要性、バイオマス発電の可能性と課題等について質疑を行った。

2月20日及び21日、農業及び林業の実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案等の審査に資するため、岐阜県及び愛知県に委員派遣を行い、3月22日、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、平成24年度の農林水産行政の基本施策について、鹿野農林水産大臣から所信を聴取した。

3月22日、平成24年度の農林水産行政の基本施策に関する件及び畜産物価格安定等に関する件を議題とし、TPP協定に関する国民への情報提供と国民的議論の必要性、震災の経験を踏まえた物流網のバックアップ対策の必要性、放射性物質検査機器の新基準値への対応状況、青年就農給付金の効果の見通し、戸別所得補償制度の評価と法制化の見通し、東京穀物商品取引所における米先物取引の試験上場についての今後の対応、鳥獣被害対策の省庁横断的な取組の必要性、海獣類による漁業被害対策、諫早湾干拓事業問題に関する地元漁業の事態を踏まえた潮受堤防排水門の開門時期の設定及び状況に応じた開門幅拡大の必要性、加工原料乳の補給単価への飼料及び燃油価格の反映状況、酪農経営及び草地改良対策に対する国支援策拡充の必要性、馬肉の生産振興及び消費拡大策等について質疑を行った。なお、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。なお、政府に対し、**鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議**を行った。

3月28日、予算委員会から委嘱された平成24年度農林水産省予算の審査を行い、平成24年度予算の農地集積協力金による農地集積を戸別所得補償制度が阻害する懸念、TPP交渉参加の判断基準、被災

地域における水産業の復旧・復興対策の執行状況、福島県内の放射性セシウムの暫定許容値を超える牛ふん堆肥の保管状況及び処理方針、森林の除染計画の策定状況、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門方法、燃油高騰により現在の水産業燃油高騰対策が機能しなくなった場合の対応、スギ花粉症の発生状況と花粉発生源対策の進捗状況等について質疑を行った。

6月14日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する最近の状況に関する件について、山口外務副大臣から報告を聴いた。

6月19日、農林水産に関する調査を議題とし、TPP交渉の進捗状況、農林水産物等中国輸出促進協議会に関する事業及び機密漏えい事件の第三者委員会による調査の必要性、農業所得向上に向けた施策を推進する必要性、青年就農給付金の予算不足の原因、国産木材の利用促進による再生可能エネルギーの普及促進の必要性、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門開門調査の今後の見通し、水産エコラベル（MSC）取得等を通じて水産物の輸出を図る必要性、離島漁業振興のために燃油や漁業資材費等の助成制度を構築する必要性等についての質疑を行った。

8月28日、農林水産に関する調査を議題とし、東京電力福島第一原子力発電所事故による肉用牛農家の風評被害に対する損害賠償金支払遅延の要因、放射能汚染稻わら及び牛ふんの処理方針、森林除染における林野庁と環境省の連携強化、放射能汚染植物系資源の減容化及び放射性物質の飛散防止技術の普及、農林水産物等中国輸出促進協議会問題への対応方針、原子力発電代替としての木質バイオマス発電への取組、口蹄疫の埋却地に使

用した農地の復旧について国が財政的支援をする必要性、水産庁の水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する技術検討会

設置の趣旨、平成24年7月の九州北部豪雨災害の実状を踏まえた今後の豪雨災害防止対策等についての質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年12月16日(金) (第179回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、米・稻わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、再生可能エネルギーの取組の促進に関する件等について鹿野農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、石田内閣府副大臣、山根外務副大臣、高山環境大臣政務官、仲野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、金子恵美君（民主）、山田俊男君（自民）、紙智子君（共産）

○平成24年1月30日(月) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成24年3月16日(金) (第2回)

- 平成24年度の農林水産行政の基本施策に関する件について鹿野農林水産大臣から所信を聞いた。

○平成24年3月22日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成24年度の農林水産行政の基本施策に関する件及び畜産物等の価格安定等に関する件について鹿野農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、牧野経済産業副大臣、森本農林水産大臣政務官、三谷財務大臣政務官、中野外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳永エリ君（民主）、松浦大悟君（民主）、山田俊男君（自民）、福岡資麿君（自民）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

- 畜産物価格等に関する決議を行った。
- 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長吉田公一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会参第23号）の撤回を許可した。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議を行った。

○平成24年3月28日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 平成二十四年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十四年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について鹿野農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、岩本農林水産副大臣、森本農林水産大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑

を行った。

[質疑者]

野村哲郎君（自民）、青木一彦君（自民）、白浜一良君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成24年4月10日(火)(第5回)

- 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成24年4月12日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）について鹿野農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、大島総務副大臣、西村厚生労働副大臣、横光環境副大臣、辻厚生労働副大臣、森本農林水産大臣政務官、神本文部科学大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

金子恵美君（民主）、加治屋義人君（自民）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）
(閣法第50号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成24年6月14日(木)(第7回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に関する最近の状況に関する件について山口外務副大臣から報告を聴いた。

○平成24年6月19日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ（T P P）交渉に関する件、農林水産物等中国輸出促進協議会の事業に関する件、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する

件、新規就農総合支援事業に関する件、再生可能エネルギーの普及促進に関する件、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査に関する件、水産物の輸出振興策に関する件、離島漁業振興に関する件等について郡司農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、佐々木農林水産副大臣、森本農林水産大臣政務官、高山環境大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者]

中谷智司君（民主）、山田俊男君（自民）、福岡資麿君（自民）、牧野たかお君（自民）、横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

- 参考人の出席を求ることを決定した。

○競馬法の一部を改正する法律案(閣法第42号)

（衆議院送付）について郡司農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、岩本農林水産副大臣、森本農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人日本中央競馬会理事長土川健之君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

徳永エリ君（民主）、青木一彦君（自民）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

(閣法第42号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産
反対会派 みん

なお、附帯決議を行った。

○養護振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）(衆議院提出)

について提出者衆議院農林水産委員長吉田公一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第23号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○平成24年8月28日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、森林除染に関する件、放射能汚染植物系資源の処理に関する件、農林水産物等中国輸出促進協議

会問題に関する件、原子力発電代替のための木質バイオマス発電施設整備に関する件、口蹄疫問題に関する件、水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する件、豪雨災害対策に関する件等について郡司農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、佐々木農林水産副大臣、森本農林水産大臣政務官、室井国土交通大臣政務官、中根経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、外山斎君（生活）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（閣法第20号）（衆議院送付）について郡司農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮腰光寛君から説明を聴き、同石津政雄君、同宮腰光寛君、郡司農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、森本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中谷智司君（民主）、野村哲郎君（自民）、横山信一君（公明）、外山斎君（生活）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

（閣法第20号）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成24年9月7日(金)（第10回）

- 請願第91号外13件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成24年2月20日(月)、21日(火)

- 農業及び林業の実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案等の審査に資するため

〔派遣地〕

岐阜県、愛知県

〔派遣委員〕

小川勝也君（民主）、金子恵美君（民主）、郡司彰君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、徳永エリ君（民主）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）

（3）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農は、配合飼料価格の高止まり、畜産物の消費と価格の低迷に加え、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害の発生という情勢の中で、その経営の悪化、生産基盤の縮小など、未曾有の危機に陥っている。

また、本年4月1日から食品中の放射性物質の新基準値が施行されることに伴い、適切な対応が求められている。さらに、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への参加の検討やBSEに係る輸入牛肉の月齢制限等の緩和の検討に対して、懸念が広がっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成24年度の畜産物価格の決定に当たっては、再生産を確保し将来に希望が持てる価格を実現するとともに、平成24年度当初予算で講じようとする関連対策について、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 E P A交渉及びT P P交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成18年12月の本委員会の「日豪E P Aの交渉開始に関する決議」及び平成23年12月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」を十分に踏まえて臨むこと。
- 二 B S Eに係る輸入牛肉の月齢制限等については、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、拙速な緩和は行わないこと。
- 三 酪農家の生産意欲を喚起し、生産基盤の回復を実現できるよう、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。
- 四 都府県酪農について、生産基盤の強化のための対策を講じること。また、放射性物質による汚染地域における安全な粗飼料の確保に向けた支援措置を継続すること。
- 五 肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家が十分な所得を確保できる水準となるよう適切に決定すること。
- 六 指定食肉の牛肉安定価格及び豚肉安定価格については、現行価格を基本に適切に決定するとともに、相場の下落時には機動的・弾力的に調整保管を発動すること。
- 七 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の毎月払いの継続については、枝肉価格の状況等を踏まえて引き続き適切に決定すること。
- 八 配合飼料価格安定基金については、配合飼料価格高騰時の補てん財源が不足することのないよう、異常補てん基金の活用などにより、生産者への補てん金を確保すること。
- 九 飼料穀物については、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時や飼料穀物の高騰など不測の事態や急激な環境変化の発生時に畜産・酪農家に配合飼料を安定的に供給できるよう、その弾力的な備蓄の在り方について検討を行うこと。
- 十 原発事故に伴う放射性物質の影響により出荷できない老廃牛の滞留並びに汚染された稻わら、牧草及び堆肥の滞留について、一刻も早く対策を確立すること。
- 十一 食品中の放射性物質の新基準値が本年4月1日から施行されることに伴い、必要な検査体制を確立するとともに、生産対策、風評被害対策及び東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。
また、風評被害の払拭に向けて、牛乳・乳製品や食肉等の消費拡大を推進すること。
右決議する。

—鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議—

政府は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害を一層効果的に防止するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、鳥獣保護事業計画等に基づく捕獲隊その他の狩猟者の鳥獣被害対策実施隊への移行・加入を促進すること。
- 二 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、各都道府県における射撃場の整備・拡充を促進すること。また、鳥獣の捕獲に従事する者の育成及び技術の向上を図るため、必要な施策を検討すること。
- 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査を徹底することにより、鳥獣の個体数等の正確な把握に努めるとともに、その調査結果を被害防止対策に活用できることにする。

四 シカ・イノシシ等の鳥獣について、周囲の安全を確保した上で、夜間に駆除できる仕組みを更に検討すること。

五 猟銃等の所持許可の運用について、厳に国民の安全の確保や危害の防止等に留意しつつ、実態に即した見直しを検討すること。

右決議する。